

### 五人組濫觴之事

附 五人組帳前書之事

a  
 五人組の濫觴は、古昔周の衰世齊の桓公の時管仲と云人始めて之を定む、五人を伍と云、五  
 伍廿五を兩と云、四兩百人を卒と云、五卒五百を旅と云、五旅二千五百を師と云、五師一万二千を軍  
 と云ひ、伍・兩・卒・旅・師・軍とも皆各長あり、伍・兩の長は組頭、卒・旅の長ハ者頭、  
 師・軍の長は備頭、一方の大將なり、是を鄰伍と云て士民とも五人宛組合ひ、此五家は親戚よ  
 りも睦じく、互に相救ひて尅人敵に降れば四人とも同罪なり、茲に因て相互に勵ミ合ひ不忠懶  
 惰の者なく、管仲齊國を治めしは、此卒伍を定め平日鄰伍相離れざる様にしたる故、五人の内  
 不忠の志ある者は四人にて之を制し、村里に於て此法を立て、百姓五家宛組合を定め相互に助  
 け合ひ、平日の行狀欲樂患難相俱にして治めし故に、齊國大に治り、桓公遂に覇業を立し基



布、仮令出所知れ候品にても、請人無之質物堅く取申間布事、

一ル 百姓衣類、庄屋絹・紬・木綿妻子ともに可着之、平百姓は布木綿の外不可着、綸子・紗綾・縮緬の類襟帯等にも用ひ間敷、家作等目立候普請、奢りが間敷儀仕間敷事、

一ヲ 駕取取の儀相応の者と取組、少しも奢りが間敷儀仕間布候、何事によらず軽く可仕候、一代の内度々無之祝儀振舞にても、一汁三菜に限るべき事、

一フ 風水旱虫等の損毛にて御物成減じ候上、百姓ども願次第に為御救一夫食種貸等仰せ付られ候得共、向後損毛の品により、吟味の上御救ひも可有之と云ども、先は損毛に付年々願の通り御救ひ難成候間、兼て其心得仕、費等無之様常々致勘弁一取続き候様能々心掛可申事、

一カ 家業を第一に可相勤、遊芸を好ミ悪事を企或は公事出入の腰押等堅く致す間敷、又は不孝の者有之ば不隠置、何事によらず可相慎事、

一ヨ 常々喧嘩口論を好み夜歩行等仕、名主五人組の異見を承引不仕者有之ば可申出、左様の不届者を隠し置、脇より露顯するに於ては其者は勿論、庄屋五人組まで可為越度事、

一タ 御料所国々御取箇并に夫食種貸等其外願筋の儀に付、御代官陣屋へ百姓ども大勢相集り致訴訟一儀も有之由不届至極に付、自今以後厳く吟味の上重き罪科に可被行条、御代官支配限り百姓どもへ兼々急度可申付置事、

一レ 百姓の子供を始め諸親類の内軽き侍奉公に出し、其後在所へ引込候ても刀を差し候族有之由相聞、自今以後如斯の類在所帰住仕候ば、先主より少々合力受候とも刀差候儀停止に候、若し詮議不致候ば庄屋年寄可為曲事候、右の御書付前々出候御触書の通堅く相守可申事、

の儀は不及中、男女奉公人年季の儀十箇年限に可仕候、譜代召仕に候とも一箇年限に抱候とも懺成証人可取置事、

一ツ 人請の儀狼りに致間敷候、乍去親類或は出所能存じ慥成者に候はゞ、庄屋五人組へ相断り請人に可立候、自然人請の儀に付出入有之候ば、庄屋五人組立合急度埒明可申事、

一ネ 養子は親類を撰み相応の養子可致、娘有之入駕取候とも親類の内駕養子に可致候、然れども其娘の年不相応に候はゞ、他人にても吟味の上親類に其旨相達し、其上にて養子に可致、仮令実子たりとも親不孝又は不行跡にて、庄屋五人組親類等度々異見を加へ候ても不相用、跡式相統難為致候ハゞ、其訳庄屋五人組へ申達し、其上にて之を廃し他人養子可致候、父一人の了箇を以て養子不致候、又は二男三男有之百姓、総領病身又は不行跡にて跡式譲り難く、二三男の内へ譲り候節は、是又五人組立合取締候上可譲渡事、

一ナ 田畑分け候儀、分知高拾石反別町より少く当り候ハゞ不可分、尤も残高も右定めより少く残すべからず、然る上は高廿石地面式町より少き田地持は、子供を始め諸親類の内へ田地配分不相成候間、二男三男有之は在所にて何ぞ渡世致させ、或は相応の奉公に可差出二事、

一ラ 村中申合せ昼夜火の用心第一に念入れ可申候、若し火事有之は火消道具を持ち、早速欠付火を可消、出火又は盗賊等有之節声立候ハゞ、村中の者不残罷出相防ぐべし、若し其場へ不都合者有之ば、庄屋年寄吟味を遂べき事、

一ム 他所へ罷出二夜三夜も泊り候儀は、庄屋年寄へ断り可罷出、若又他国へ奉公に罷出候歟、又は用

事有之他国へ罷出候とも、其子細庄屋年寄へ可ニ相届一事、

一ウ 行衛不知者一夜の宿も不レ可レ貸、旅人其外何者にても村方地内に行倒れ死等有之ば、見出候者早速庄屋年寄へ可ニ相届、其上にて村役人立合、死体并に雑物等相改め、早速注進すべし、他所より来り候手負の儀は申すに及ばず、郷中にて怪我疵人等有之ば、早速医師外科等相掛け、其段注進すべし、且又村中に胡乱成者隠し置候者有之ば、出所相尋ね急度預置、其段申出差図を請べき事、

一キ 他所の者当村住居仕度旨相頼ミ候ば、出所家職等篤と承り糺し、慥成請人相立手形取之、尤も寺請証文取之差図を得差置べし、猥りに他所の者不レ可ニ差置一事、

一ノ 出家・山伏・社人・行人・道心者其外非人体の者まで常々致吟味、胡乱成者村内に不レ可ニ差置一事、

一ク 盗賊悪党人等有之ば早速可ニ訴出、御褒美可レ被下、尤も仇を不レ成様可ニ申付候事、

一ケ 往来の者村内にて煩ひ候ば、医者を掛け保養可レ致候、先へ参る儀難レ成候ば、其者の住処承わり其処へ送り届け、証文取置可レ申候、若し可ニ相果ニ病体に候ば早速可ニ訴出一事、

一マ 歌舞伎・繰・相撲其外見せ物の類、願無レ之村中にて興行不レ可レ致、分郷或は村鄰り当村境目紛敷地処にて先方より興行致し候ば、其段注進致すべき事、

一フ 遊女・野郎総て遊び物の類、一切当村へ差置申間敷、一夜の宿も為レ仕間敷事、

一テ 捨牛馬堅く仕間敷候、若し他所より放牛馬来り、持主相知れ候ば早速相返し、庄屋持主より証文可取置、何方の牛馬とも不レ相知候は、村方にて飼置其段可ニ訴出、若し飼置候は、其段注進致すべき事、

立致す間敷候、神事祭礼等條々執行致し新規の神事等條々致すべからず、假令在来儀候にても、品々替候敷中絶致し候儀取立ること堅く仕間敷候、若し抛なき子細有之ば相伺可レ請差図一事、

一ア 寺社の住持社人等相替候者、早速注進致すべき事、

一サ 仏神開帳致し候ば、支配へ相願ひ開帳致すべく候、当村の仏神他国へ当分相移し開帳仕儀有之候とも、前方に注進仕り可レ請差図、又他所より仏神等送り来り候とも決して不レ請取、村中に少々の内も差置申間敷事、

一キ 狐師の外鳥獸一切取べからず、狐師たりとも鶴・白鳥取候儀堅く停止に候、若し村中にて鶴・白鳥売買致し候者有之ば早速可レ致注進一事、

一ユ 鉄炮の儀断り相立所持仕候狐師の外、隠鉄炮等若し所持致す者有之ば重き御科に被ニ仰付候、狐師たりとも親子兄弟へも鉄炮貸借堅く仕間敷候、断りを立置候狐師相果候節は其段訴へ差図を可レ請事、

一エ 御林の竹木并に往還並木大切に可レ仕候、枝葉下草等まで御用の外苅取間敷候、尤も下草錢等相納め候場所前々の通可ニ心得候、百姓林・屋敷四壁たり共、大木の分は願の上得ニ差図之を伐べし、猥に伐取申間敷事、

一オ 御林并に往還並木、風折・立枯・根返り有之節は、庄屋・山守立合、木数・寸間・木品相改め、書付を以て注進致すべし、且又御林の荒間有之敷、又は御用の為め伐出し候跡は、申付ず候とも庄屋・山守心掛、早々苗木植立其段可ニ相届一事、

前々在来候酒株の外、新規造酒一切仕間敷事、

農業の儀随分致し出精一種物相撰み、植付蒔付等の時節後れに不ニ相成様心を用ひ、養ひ用水等に心を配り、百姓仲間互ひに励み合相働可申候、勿論庄屋年寄折々村中相廻り、百姓ども耕作懈怠無之様可申付候、万一無精成者有之ば急度詮議を遂べく、若し病人其外訳有之、耕作成兼候者有之ば、親類五人組より助け合、田畑作り荒し等に不レ成様に可レ仕事、

田畑永荒の場処又は起し返場処・切添新開等有之ば、早速可申出、隠し置後日に相知れ候はゞ庄屋年寄可レ為ニ越度事、

原地・沼地・河原等村に願に依て新田に被ニ仰付候場処、無ニ油断開発致すべく、原地の儀雪霜の内より余寒過までに開発致し立ず候へば、柴根荒れ格別人夫多く掛り候間、正月より鋤入れ初め無ニ油断可ニ心掛事、

悪水吐・用水堀・小溝まで堀浚、年々正月の内より隣郷申合せ無レ滞様可レ仕事、

川筋村々大水の時、庄屋・年寄・総百姓不レ残罷出、堤・川除切れざる様相防ぎ可申候、道橋損じ候ば、往來の障り、田畑作物障りに不ニ相成様、小破の時修復致すべく、自普請難レ成処は可ニ訴出、遂ニ吟味可ニ申付候、且又往還筋請取の丁場有之ば、触出し無之とも常々無ニ油断ニ心掛、道橋可レ加ニ修理事、

諸普請人足、扶持米公儀より被レ下候節、相渡り次第当坐に割合百姓共へ相渡し、証文取置可申候、凡て継合勘定一切仕間敷事、

御伝馬宿の儀、御用早追等相廻り候節、随分大切に仕り、時刻を不レ移先宿へ継送り、刻付の受取

村方年中小入用・庄屋元筆墨紙代・村役人ども支配役所に備出又は御用に付他所へ機懸候御用等、

附立候小入用帳の儀式冊相仕立、前書に惣百姓連印致し候白紙帳、正月中役所へ差出し押切を受、右品々の入用式冊同様に附立、勿論臨時入用或は大造なる入用等有之節は、村役人の外長百姓相集め相談を遂げ候上割賦致すべく候、年中入用相記し候上、暮に至り割賦の節も長百姓立合廉々相改め、百姓得心の上致ニ高割、翌春式冊とも支配役所へ差出し改めを受、押切印形にて老冊は村方へ渡し、老冊は役所へ留置可申候条、右帳面の外別帳を拵へ小入用割賦等堅く仕間敷事、

検見の節は不レ及申平日とも、手代并に妻子召使等に至るまで、金銀・米銭・衣類・諸道具其外軽き品たりとも音物會て仕間敷候、勿論村方に於て貸借一切致間敷、万一心得違ひ無心等申掛、非分の儀等有之ば、早速可申出候、隠し置後日露顯に及び候ば村役人ども可レ為ニ越度事、

御代官并に手代とも御用に付廻村の節、休泊御定法の木銭米代之を受取り、一汁一菜にて相賄ひ、馳走が間敷儀決して仕間敷候、若し心得違ひにて酒肴を差出したりとも、馳走が間敷儀有之に於ては、急度越度に可ニ申付事、

御年貢免状相渡し候上、大小の百姓出作の者まで披見致させ証文取置べく候、御年貢并に小物成臨時納物とも、割賦相濟候ば百姓老人別に写取り、得心の上銘々印形取置可申候、凡て上納物庭帳念入れ納め相濟、庄屋方より受取小手形相渡し後日出入等無之様可レ仕候、御年貢村入用一処に割合申間敷候、若し庄屋年寄割賦致し方等不直の儀も有之ば訴出べく、且御年貢米金初納より出精致し相納め、極月限り急度皆済致すべく候、万が一不納致し欠落仕候百姓有之ば、親類五人組并びに庄屋年

寄弁納致すべく、勿論皆済不仕以前穀物一切他所へ出す可からざる事、

一<sup>ほ</sup> 御年貢の儀随分米症相撰ミ、荒・碎・糝・青米等の分撰ミ出し、繩俵念入れ、二重菰小口緘等一領同様に仕立、升目欠減無之様念入れ計り立、中札に国郡・村名・年号月日・米主・庄屋・升取名印仕、改め役人姓名印形致し、外札は竹にても木にても表の方に何の年御年貢米、何国何郡何村何の某納め、裏の方に貫目相記し、荏大豆も同然たるべし、津出し船積の節俵不損様随分取扱念入れべく候、御廻米納め庄屋并に上乘の者吟味致し、閹取順番等にて差出さず、人柄を撰ミ船掛り場ハ勿論船中に於て船頭水主不埒等無之様急度可相守候、若し船頭水主米を差取候敷不埒の筋等有之ば、悉く相糺し書付を取可申候、川舟の儀数隻有之候とも、一隻限り上乘可仕候、御城米船頭又は他所の者へ渡納めに致し、上乘なしに仕候様なる儀堅く致す間敷候、御蔵納め内拵へ其外御蔵庭に於て不束の儀等無之様、納め庄屋心を用ひ撰ミ出し、鼠喰・濡俵・沢手米等納手代・納宿・納名主立合相改め、紛失等無之様、其日限り惣俵数勘定致し書記し可ニ差出候事、

附 納庄屋の者、納宿に逗留中遊女屋は勿論、遊山が間敷場処へ決して罷越間敷候、御蔵手代・御蔵番・小揚の者・納手代等に音信等堅く仕間敷、万一心得違ひ賄賂が間敷儀等有之、後日相顕われ候ば納庄屋急度曲事可ニ申付候事、

一<sup>へ</sup> 郷蔵番、昼夜油断なく相守り火の元念入べく、火災の儀、役人受取郷蔵詰致し候上は公儀の御損失たりといへども、番人等閑候敷或は村中防ぎ方疎かにて、焼失に相成候ば其訳吟味の上村方弁納にも可ニ申付候、若し盜賊等にて納め置候米不足致し候ば、村方弁納たるべく、番人無念の儀等有之に於ては吟味を遂げ、其者は中に及ばず村役人まで曲事たるべき事、

於ては、組合一同村役人まじり何方の御料にも仰りたるべく、吟味の上村方弁納候事

何国何郡何村

年号月日

百姓

- 何右衛門 印
- 何左衛門 印
- 何兵衛 印
- 何八 印
- 何助 印